

西予市移住者等仕事情報紹介事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、西予市への移住・定住希望者に対し、事業所等の魅力ある仕事及びやりがいのある仕事並びに地域行事等の情報を提供することにより、移住・定住希望者の就職の促進及び地域の活性化に資するため、西予市移住者等仕事情報紹介事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住・定住希望者 西予市内の住民となる意志をもって居住することを希望する者及び市内在住で永住を希望する者をいう。
- (2) 事業所等 移住・定住希望者を雇用する意志があり、公共職業安定所に求人票を提出している事業所等をいう。
- (3) 地域づくり組織 地域発「せいよ地域づくり」事業実施要領(平成23年西予市告示第39号)第3条に規定する住民が主体となって地域づくり活動を行う組織をいう。
- (4) 西予市移住者等仕事情報紹介 インターネットを介して、移住・定住希望者に対して事業所等及び地域づくり組織から申請を受けた事業所情報、求人情報、就職に役立つ情報及び地域行事等の地域情報の提供を行い、移住・定住希望者と事業所等及び地域づくり組織との接点を作る仕組みをいう。

(事業所等の登録申請等)

第3条 第1条の趣旨に賛同し、西予市移住者等仕事情報紹介事業へ登録申請をしようとする事業所等及び地域づくり組織(以下「申請者」という。)は、西予市移住者等仕事情報紹介事業登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて書類の提出及び現地調査等を行い、事業登録の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を行わないものとする。

- (1) 市税の滞納があるとき。
- (2) 代表者及び構成員が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団の構成員であるとき。

- (3) 公序良俗に反する行為又はこれに類する行為を行っているとき。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を行っているとき。
- (5) 西予市建設工事入札参加資格停止措置要綱(平成26年西予市告示第583号)に基づく入札参加資格停止の措置を受けているとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、登録を受けようとする事業所等が行う事業の内容が西予市移住者等仕事情報紹介に掲載するのにふさわしくないと市長が判断したとき。

(事業所等の登録事項の変更)

第4条 前条の規定による登録の決定を受けた申請者(以下「登録事業所等」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに西予市移住者等仕事情報紹介事業登録事項変更届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(事業所等の登録の削除)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、登録された情報を削除するものとする。

- (1) 第3条第3項各号のいずれかに該当すると判明したとき。
- (2) 登録事業所等から登録削除の申し出があったとき。
- (3) 公共職業安定所から登録削除の申し出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が適当でないと判断したとき。

(情報の公開等)

第6条 市長は、登録された情報の一部を移住・定住希望者向けの情報として、ウェブサイトへの掲載、閲覧その他の方法により公開するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業所等の承諾を得ずに、登録された情報の一部又は全部を制限できるものとする。

- (1) 火災、天災等の不可抗力による事故が発生したとき。
- (2) ウェブサイトの定期保守又は更新等を行うとき。
- (3) インターネットを通じた不正な侵入が発生したとき。
- (4) その他不測の事態により公開することが困難と判断したとき。

(利用の要件)

第7条 西予市移住者等仕事情報紹介を利用する移住・定住希望者及び登録事業者等(以下「利用者」という。)は、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 個人情報侵害する行為

- (2) 登録事業所等の活動を妨害する行為
 - (3) 著作権、商標権、プライバシー権等他人の権利を侵害する行為
 - (4) 選挙活動、政治活動、宗教活動又はこれに類する行為
 - (5) 登録された情報について、登録事業所等自らの情報を除き、無断で転載する行為
 - (6) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある行為
 - (7) その他事業の運営を妨げ、又はき損する行為
- 2 利用者は、自己の判断と責任において西予市移住者等仕事情報紹介を利用するものとし、それに伴い発生する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報保護)

第8条 市長は、西予市移住者等仕事情報紹介事業で取り扱う個人情報の保護及び管理については、西予市個人情報保護条例(平成16年西予市条例第274号)の規定により取り扱うものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

年 月 日

西予市移住者等仕事情報紹介事業登録申請書

西予市長

様

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____ 印

西予市移住者等仕事情報紹介事業実施要綱(以下「要綱」という。)に定める制度の趣旨などを理解し、第3条第1項の規定により、下記の事項に同意し、添付書類を添えて登録を申請します。

については、要綱第3条第3項各号に掲げる者でないことを誓約します。

記

- 1 登録内容は、「事業所情報兼求人情報シート」に記載のとおりです。
- 2 次に掲げる全ての事項に同意します。
 - (1) 登録の審査に際し、西予市(まちづくり推進課)が、必要に応じ書類等の提出及び現地取材等を行うので協力すること。
 - (2) 個人情報を除く登録情報について、西予市及び愛媛県の移住に係るサイトや移住交流イベント等で情報を公開すること。
 - (3) 登録情報に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
 - (4) 要綱第7条に規定する利用の要件を順守すること。

※添付書類

- (1) 事業所情報兼求人情報シート(別紙1)
- (2) その他書類

(別紙1)

事業所情報兼求人情報シート

事業所名		
代表者の職・氏名		
所在地		
業務概要		
HPのURL		
担当者名	(所属)	(お名前)
	(メール)	(電話番号)
詳細情報	<input type="checkbox"/> 別途、取材により対応します。 <input type="checkbox"/> 以下の内容のとおりです。	

①事業所の紹介について	※経営者やそれに準ずる方のお話が望ましいです。仕事の特徴やアピールポイント、経営理念や大切にしていること、地域活動など、事業所の紹介をしてください。
②今回の求人について	※業務内容について求人票よりも詳しくお書きください。(どのような能力が必要か、どのような方に来てもらいたいかなど)
③従業員の方の声	※募集する求人と同じ業務に従事している方のお話が望ましいです。入社のかっかけや仕事の内容、やりがいや大変なこと、印象に残っていることなどについてお書きください。(さらに、普段の生活や地域との関わりなど仕事外の活動についてもお書きください。)
【添付書類】	①求人票(求人番号：) ②写真 3～5枚(jpgデータ。事業所の外観写真に加え、記入者の方の写真、作業風景など業務内容がわかる写真など)

※全体で、600字～1000字程度を目安にご記入ください。

※ご記入いただいた詳細情報は、原則、そのまま登録します(サイトに掲載します)。

様式第 2 号(第 4 条関係)

年 月 日

西予市移住者等仕事情報紹介事業登録事項変更届

西予市長

様

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____ 印

西予市移住者等仕事情報紹介事業実施要綱第 4 条の規定により、下記のとおり登録事項の変更がありましたので届け出します。

記

登 録 番 号	事 業 所 第 号
変 更 内 容	